

睡眠薬の販売を行うホームページ。無許可の取り扱いを禁止する薬物も、インターネットを利用してひそかに取り引きが行われている / 写真提供：共同通信社

ニュースを読み解く

8

Topics インターネット犯罪

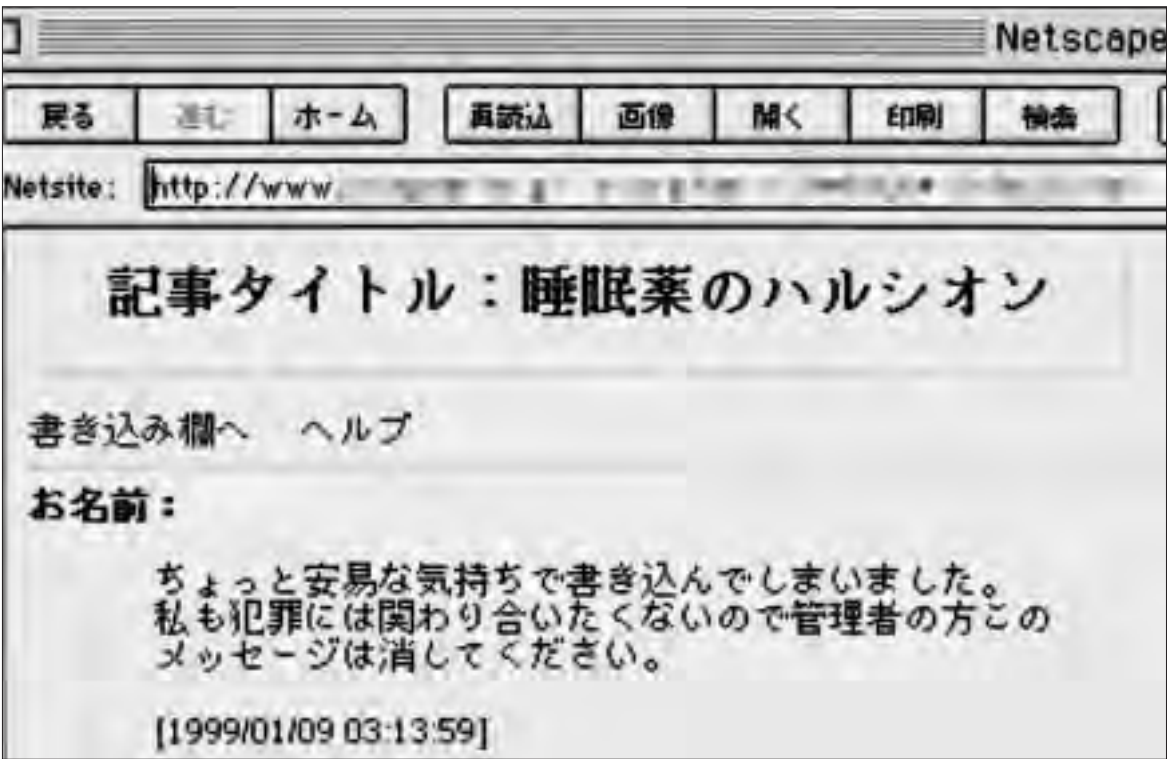
法的規制が ユーザーの自主性に 任せるか

匿名性が 生み出す 闇の世界

昨年12月、インターネットを通じて毒物を手に入れた女性と送り主が自殺する事件が起き、社会に衝撃を与えた。インターネットを使った犯罪には毒物・薬物売買のほか、画像の掲載、詐欺、銃器売買、個

①インターネット
世界中のコンピュータ・ネットワークがお互いに接続し合った世界規模のネットワーク。文書をやりとりする電子メールのほか、映像音声を使った情報の受発信も可能。電話に代わる、次世代のコミュニケーション・ネットワークとして期待されている。

②プロバイダーの管理責任
プロバイダーの管理責任は問えないと考える法学者が多いが、実際にはわいせつ画像の掲載に関連して、プロバイダーが自宅捜索(96年1月)を受けた。書類送検(96年9月)されている。



人への誹謗中傷などがあり、インターネットを「悪の無法地帯」と形容するメディアもある。

インターネット犯罪は、ネット社会の匿名性を最大限に利用していることに共通点がある。そこで匿名性の是非が浮かび上がる。「言論の自由や民主主義の健全な発展のためにも、発信者の実名の明記をルール化するべき」と唱える声もある。これには、匿名性は言論の自由の中に含まれるとした反論も多い。ある識者は「インターネットには危険な情報やガセネタも混ざっている」としたうえで、「匿名でのコミュニケーションを敵視するより、そうした情報を吟味・選択する判断力をユーザーが身につけるべき」と主張する。

ホームページ上に有害情報の掲載を認めたプロバイダー(インターネット接続業者)の管理責任を問う声も上がっている。これに対して、法学者の間では「プロバイダーの法的責任を問うのは無理がある」という考え方が強い。「プロバイダーは情報の流通経路の管理者にすぎない。電話で犯罪計画を話し合っても、電話回線の管理責任が問われないのと同じこと」と

説明する識者もいる。

現行法は 新しい犯罪に 対処できるか

インターネットの有害情報に対して法的規制をすべきかどうかについても、中心的な論点の一つである。「法律で明確に規制すべき」という強い主張も見られる。これには「法的規制は表現の自由を脅かすもの。ユーザーの自主性に委ねるべき」という主張が対置される。また、「インターネットは本来は仲間内の通信手段。私的通信を公的権力がチェックすることは、憲法で禁止されている検閲になりかねない」という反論もある。一方で、「インターネットはだれでもアクセス可能で、事実上保護の対象になる私的通信性を失っている」という指摘もある。インターネット犯罪で一番多いのはわいせつ画像の掲載だが、現行法ではその対応に限界がある。と指摘する法学者は多い。刑法ではわいせつ物の対象を「文書、図画その他の物」としているが、画像情報をわいせつ物の対象とすることは現行法の拡大解釈である、とする考え方である。もっとも、

その後の結論は法学者の間で分かれる。「だから、新しい型の犯罪に対応できる新しい法律が必要」という意見と、「だから、法的規制によらず、ユーザーの自主規制に委ねるべき」という意見である。ただし、現行法でわいせつ画像・情報に対応できるという意見もある。法的規制に対しては慎重な論者の中にも、なんらかのルール作りは必要という声は少なくない。プロバイダーの間でもガイドラインを作るところが出てきており、ある大手プロバイダーは「公序良俗に反する情報発信は拒否していい。有害だと思われるユーザーは切るべきだ」と断言する。しかし、業者による規制については、「だれがどいつ基準でチェックするのか」という問題が残る。また、「何万ページもあるホームページをチェックするのは事実上不可能」という現実論もある。このように議論百出の中で、「どのようなコントロールが可能なのか、今はだれも自信を持って答えられない。人類は、かつてこのようなメディアを持ったことがなかった」と、その問題の大きさを認める声もある。

問題の多くは 現行法で 対応が可能

日本でインターネットの個人向け接続サービスが始まったのは94年だが、その普及のスピードは目を見張るものがある。インターネットは出版や放送と違って、だれでも自由に情報を発信できることに最大の特徴と利点がある。

ところが、情報の発信が自由であればあるほど、悪用される度合いも高くなり、現実にはさまざまな問題が起きている。EU（欧州連合）は、インターネットで生じる問題を八つのカテゴリーに分類している。すなわち、保護法益は、国家安全保障、未成年者の保護、個人の尊厳の確保、経済の安全・信頼性、情報の安全・信頼性、プライバシーの保護、名誉・信用の保護、知的所有権の八つである。

このような問題が出てきたときに、法律ないし法学はどのように対応するのであろうか。
a 現行法の解釈で対処すべきである（解釈的対応論）。
b 現行法の解釈には限界があるので、その一部を改正すべきである

インターネットの場合、憲法第21条第2項で保障されている「通信の秘密」（法律のレベルでは、電気通信事業法第4条など）によって、ほかのメディアよりも手厚く保護されているという点だ。

歴史的に見ると、メディアには15世紀に生まれた印刷モデル、19世紀に生まれた通信モデル、20年前後に出てきた放送モデルがある。



中央大法学部教授・一橋大名誉教授
堀部政男 Hiroshi Masao
東京大大学院基礎法学専攻修士課程修了。
一橋大教授・法学部長を経て、現在中央大法学部教授、郵政省「電子情報とネットワーク利用に関する研究会」の座長なども務める。『アクセス権』（東京大学出版会）『プライバシーと高度情報化社会』（岩波書店）など著書多数。

印刷モデルと放送モデルは情報発信先が不特定多数であるのに対して、通信モデルは電話に代表されるようにもともと1対1の通信をベースにしている。そのため、通信の内容をだれかがチェックすることを禁じる「通信の秘密」の保護が非常に重視されている。インターネットも通信モデルの一つであるため、「通信の秘密」を

●識者はこう考える

法的な 規制は最後の手段 必要なのはユーザーの モラル向上

（一部改正的対応論）

c 現行法の解釈・改正では対処することができないので、新たに立法化すべきである（立法的対応論）。
現在、インターネットで起きている問題のかなりの部分は、aの

解釈的対応論で対処することができ。昨年12月の毒物宅配事件の場合も現行の毒物及び劇物取締法で対処できるし、わいせつ画像・情報の掲載についても、刑法第175条（わいせつ物頒布等）で対処が可能だ。わいせつ画像・情報に関しては、それが「無体物」であるため、現行法では犯罪の対象

にできないという議論がある。学説として重要な問題提起だと思いが、実際に警察や裁判所は現行法で対応しているし、有罪判決も出ている。私も基本的には現行法で対応できると考える。

毒物売買、わいせつ画像・情報などは刑事法の適用を受ける事案だが、民事においてもパソコン通信による個人の中傷が名誉を傷つける不法行為にあたるとの判決が出ている。これも現行法による対応であり、このように多くの問題は現行法での対処が可能である。ただし、注意すべきなのはイン

盾にとしてどのような情報を受発信しようと、電話の会話と同じように自由であるはずだとの議論がある。

新しい メディアとして 対応すべき

しかし、インターネットは1対1の通信の枠からはみ出て、不特定多数の人間との発信信がで

を伝統的な通信でもなく、また印刷モデルや放送モデルとも異なる新しいメディアとしてとらえ、将来的にはこれに特有な規律を設けることが検討されるべきであろう。日本人は一般的に法的規制を好まないが、法的規制が情報社会への信頼を高めることになることを認識する必要がある。

きることに大きな特徴がある。技術革新によって通信と放送との接近・融合が行われるようになった結果といえる。そのため私などはインターネットを従来の1対1の電話のような通信とは異なる「公然性を有する通信」であると考え、1対1通信一般と区別する解釈をしてみている。こう考えると、インターネット

することは一般的にはかなり難しい。欧米では新しい状況に対応するための法律改正はしばしば行われるが、日本はいったん法律ができるとなかなか変えることをしない。古い法律を新しい状況に適用する解釈的対応論が一般的である。したがって、立法化による法的規制は、いわば最後の手段ということになるだろう。当面は、ユーザーのモラルの向上に努め、ネットワーク（ネットワーク上のエチケット）を守ることが肝要になってくる。インターネットは、新聞・出版・放送と異なり、組織がなくとも個人が自由に発信できるというメリットがある。しかし、自分で表現する以上は、なんらかの責任を伴うことを自覚すべきである。

ニュースを読み解く

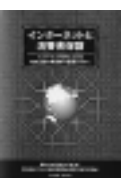
インターネット犯罪

③ インターネットの普及状況
現在、世界中の利用者は1億人を越えるといわれている。日本のインターネット普及率は、95年の「Windows 95」の発売を機に急速に伸びた。

④ 刑法第175条
わいせつな文書、図画などを不特定の人に配付、販売、陳列、また販売の目的で所持した者は、2年以下の懲役または250万円以下の罰金に処される。

⑤ 通信の秘密
電気通信事業法第4条で保護される「通信の秘密」の範囲は、通信内容にとまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、発信回数も含むとされている。

推薦図書



インターネットと消費者保護
クリントン・クルス
インターネットの環境整備に向けて、インターネット上のわいせつ、悪質情報などへの対応を考える。



ジュリスト増刊「新世紀の展望」
変革期のメディア 有斐閣
通信、印刷、広告、放送など、あらゆるメディアの変革期における問題点と課題を明らかにする。